

防調第14288号

23. 11. 30

大臣官房各課長
大臣官房訟務管理官
各局庶務担当課長
防衛大学校総務部総務課長
防衛医科大学校事務局総務部総務課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部運用支援・情報部情報課長 殿
海上幕僚監部指揮通信情報部情報課長
航空幕僚監部運用支援・情報部情報課長
情報本部計画部情報保全課長
技術研究本部総務部総務課長
装備施設本部総務課長
防衛監察本部総務課長
各地方防衛局総務部総務課長

防衛政策局調査課長

閲覧簿の適正な運用について（通知）

標記について、今般、「平成22年度定期防衛監察の結果について」（平成23年8月24日。防衛省防衛監察本部）第3第3項（1）イにおいて、秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号。以下「訓令」という。）第45条の2に基づく閲覧簿への記録に関し、「秘密文書等を保管している部署の者が閲覧する場合に、閲覧簿への記録を全て省略するという運用が広く行われていた」ことが明らかとなり、その是正の必要性和ともに監察結果として防衛大臣へ報告がなされた。

閲覧簿への記録は、従前から訓令及び秘密保全に関する訓令等の解釈及び運用について（防防調第4607号。19. 4. 27）に基づき、適正な運用が徹底されているところであるが、当該監察結果に鑑み、内部部局及び各施設等機関等にあつては、訓令等の趣旨及び別紙に留意の上、再度、その適正な運用について、周知徹底を図られたい。

閲覧簿への記録の省略について

訓令第45条の2第2項に基づく閲覧簿への記録の省略は、①関係職員であること、②職務の性質上、当該秘密文書等を「取り扱うべき者であることが自明」であること、及び③管理者が認めることを要件として、閲覧簿への記録を省略させなければ、当該関係職員の「業務の円滑な遂行に支障をきたす」場合に、例外的にその記録を省略させることができることを規定したものであり、対象者は最少人数でなければならない。

なお、「取り扱うべき者であることが自明」な場合とは、例えば、秘に指定された装備品の整備員や「防衛、警備等に関する計画」の作成を主な業務とする者等、日常的に当該秘密文書等を取り扱う者が想定され、また、「業務の円滑な遂行に支障をきたす」場合とは、演習中等、閲覧簿へ記録する暇のない場合が想定される。